第10回高知の輝くシニア大賞実施要綱

1 目的

地域のためにボランタリーな活動をするシニア、スポーツや文化等において素晴らしい活躍を見せるシニアなど、 その活動を生きがいとし、いきいきと輝いているシニアを表彰し、広く紹介することで、生きがい・健康づくりの啓 発とシニア活動の充実発展を図ることを目的としています。

2 表彰対象者

- ・高知県内に在住で昭和34年4月1日以前に生まれた者。
- ・過去にシニア大賞、特別賞、いごっそう賞・はちきん賞を受賞した以外の者。

3 表彰部門

• 地域貢献部門

地域での助け合いや地域づくり、環境保全などボランタリーな活動を通じ地域社会に貢献している個人。

スーパーシニア部門

スポーツ、芸術、文化、趣味等において、その道を究めた個人、または究めようと精進している個人。

4 表彰区分

- ・シニア大賞 1名(部門は問わない)
- ・特別賞 (部門から各1名)
- ・ いごっそう賞 (男)・はちきん賞 (女) (各1名程度で部門を問わない)
- ・ キラリ賞 (複数名で部門は問わない)

※そのほか、部門を問わず活動を広く推奨するため、奨励賞を設けます。

5 表彰の方法

被表彰者に、表彰状と記念品を授与します。

6 推薦

- ・被推薦者は団体(法人格の有無は問わない。)から推薦された個人とします。
- ・推薦は、所定の様式により行うものとします。
- ・被推薦者は、次の要件を満たすものとします。

〈地域貢献部門〉

- ※その活動で賃金を得ていないこと。
- ※その活動を現に行っており、また、今後も継続することが見込めるものであること。
- ※活動期間が、概ね5年以上であり、団体・サークルの中核を担っていること。

〈スーパーシニア部門〉

- ※その活動を職業としていないものであること。
- ※その活動を現に行っていること。または、行った活動が広く生きがい・健康づくりの増進や、シニア活動の活性化に貢献していること。

7 応募締切

令和5年10月20日(金)※当日消印有効

8 審査

被表彰者は、高知の輝くシニア大賞審査委員会による審査を経て、高知県社会福祉協議会会長が決定します。

9 審査結果

被推薦者と推薦団体に文書で通知します。なお、シニア大賞、特別賞、いごっそう賞・はちきん賞、キラリ賞に選ばれた方々の表彰式を令和6年1月(予定)に行います。

※被表彰者の活動等について、ご本人の了承のもと「IP 高知いきがいネット (https://www.pippikochi.or.jp/ikigai/) に掲載する予定です。

10 個人情報の取り扱い

- 応募にかかる個人情報については、作品の審査・発表、入賞者への通知以外で使用することはありません。
- ・被表彰者発表の際は、被表彰者の住所(市町村まで)、氏名、年齢、活動内容について公表します。